

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和2年3月9日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階大ホール

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 内田 正憲	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 本日は、皆さん、大変お忙しい中、農業委員会総会に多くの方がご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

早いもので、本日の総会は、令和元年度最後の総会となります。中国で発生しました新型コロナウイルスが感染拡大中で、日本全国にも発生しております。マスクや除菌製品が不足しております。皆様方におかれましても、手洗いやうがいなど、体調管理に十分注意していただきたいと思っております。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業利用集積計画などが主な議題となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

事務局 総会に入ります前に、議案の訂正がございます。

事務局 議案の中で、4条と5条で同時申請の案件がありまして、そちらのほうの記載が漏れておりました。申し訳ございません。

まず、4条の8番、11ページになります。11ページ、8番の備考欄に、「同時5条申請」というふうに記載をお願いいたします。同じく5条の50番、24ページになります。24ページの50番、こちらの備考欄に、「同時4条申請」と記入をお願いいたします。

お手数をおかけします。申し訳ございませんでした。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者、及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、2番の福原幸一委員と4番の東哲治委員を、書記に事務局の坂本己喜参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第10号議案、熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規程について、10件でございます。

それでは、初めに第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、42件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会の協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

#### 5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には麦を作付される計画です。

2番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は畜産業を営まれている専業農家で、申請地には飼料作物を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

#### 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

3番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番と4番は関連で、経営拡張及びおいへ贈与による使用权移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

7番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借人は施設園芸、露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

8番は、姪へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人はタマネギを栽培されている農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、キャベツを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上8件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果がございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、3番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、11番。

#### 4番 東哲治委員

4番委員、東です。

11番と12番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米及びミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付けされる計画です。

12番は、農地所有適格法人設立のための使用貸借権設定の申請です。さきの地区委員会で聞き取り調査を実施し、事業計画等の確認を行い、所有適格法人の要件を満たしていると判断しました。許可後はミカンを作付けされる計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、11番から12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、13番。

#### 9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

13番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

14番は、経営拡張による使用貸借権設定の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

15番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

18番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

以上7件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、13番から19番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

## 22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

20番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は水稲、露地野菜を作付される計画です。

21番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

22番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、メロンを作付されており、許可後は水稲、メロンを作付される計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であ

るとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、20番から22番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

#### 24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

23番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番は、弟へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、キュウリを作付されており、許可後はキュウリを作付される計画です。

24番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、大豆を作付されており、許可後は麦、大豆を作付される計画です。

25番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、キュウリ、トマト、白菜を作付されており、許可後はキュウリ、トマト、白菜を作付される計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、23番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

#### 19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

26番から29番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、経営拡張のため所有権移転を設定される申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作られる兼業農家で、許可後は露地野菜を作られる計画です。

27番、28番は関連です。27番は、子へ贈与のため所有権移転を設定される申請です。譲受人は水稻を作られる兼業農家で、許可後は水稻を作られる計画です。

28番は、経営拡張のため賃貸借設定される申請です。譲受人は水稻を作られる兼業農家で、許可後は水稻を作られる計画です。

29番は、経営拡張のため所有権移転を設定される申請です。譲受人は水稻、トマトを作られる専業農家で、許可後は水稻を作られる計画です。

以上4件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、26番から29番について地元委員より報告がございましたが、これについては何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

#### 17番 牧野正治委員

17番、牧野でございます。

30番から42番についての説明をいたしたいと思います。

30番は、後継者へ贈与のための所有権移転の申請であります。譲受人は水稻とスイカ、ナスを生産する専業農家で、許可後は水稻、スイカ、ナスを生産する予定であります。

31番は、経営拡張のための賃貸借権を設定される申請であります。譲受人は水稻を生産する兼業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

32番は、子へ貸付のための使用貸借権の設定をされる申請であります。譲受人は水稻を生産する兼業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

33番は、経営拡張のための所有権移転される申請であります。譲受人は飼料作物を生産する専業農家で、許可後は飼料作物を生産され

る予定であります。

34番は、子へ贈与のための所有権移転される申請です。譲受人は水稲とスイカを生産する専業農家で、許可後は水稲、スイカを生産する予定であります。

35番は、子へ贈与のための所有権移転される申請です。譲受人は水稲やカボチャを生産する専業農家で、許可後はカボチャを生産する予定であります。

36番は、経営拡張のための所有権移転される申請です。譲受人は水稲を生産する専業農家で、許可後は水稲を生産する予定であります。

37番は、経営拡張のための所有権移転される申請です。譲受人はギンナンを生産する専業農家で、許可後はギンナンを生産される予定であります。

38番は、子へ贈与のための所有権移転される申請です。譲受人は水稲とミカンを生産する兼業農家で、許可後は水稲、ミカンを生産する予定であります。

39番は、経営拡張のための所有権移転される申請です。譲受人はミカンを生産する農地所有適格法人で、許可後はミカンを生産する予定であります。

40番は、経営拡張のための所有権移転される申請です。譲受人は柿、露地野菜、梅、クルミを生産する兼業農家で、許可後は柿、梅、クルミを作付する予定であります。

41番は、経営拡張のための所有権移転される申請です。譲受人はスイカを生産する兼業農家で、許可後はスイカを作付する予定であります。

42番は、経営拡張のための所有権移転される申請です。譲受人は水稲、花を生産する専業農家で、許可後は水稲を生産する予定であります。

以上13件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、30番から42番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。  
議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請8



件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

#### 10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、貸駐車場及び貸資材置場へ転用するための申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。農地利用計画は、申請者が経営する法人の事業拡大のため、8台分の駐車場及びコンテナ、バイク、土砂などの資材置場として整備し、法人に貸し付ける計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は令和2年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上、1件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

#### 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に

居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、近隣小学校の教職員及び保育園への貸し駐車場11台分の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。工事期間は、許可後速やかに着工され、令和2年5月10日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会での現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請者が現在居住している農家住宅は、家族が増えることにより手狭になり、増築を計画するもので、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年4月1日から令和2年5月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、3番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、4番。

#### 22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、貸資材置場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、貸借予定の土木及び建築業を営む法人が申請地付近で請負事業が増加しており、利便性を図るために申請地をコンクリート製品、足場機材、パネルなどの貸し資材置場の設置をしたいとの要望に応じ選定したもので、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年4月1日から令和2年10月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

#### 24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

5番と6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、農家住宅を建築する転用許可申請です。農地区分は、10

h a 以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、木造平屋建て農家住宅1棟、建築面積132㎡を建設される予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年10月1日から令和3年11月15日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しました。

6番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地を賃借予定の業者が、車の保管場所として使用したいとの要望に応じ選定したものであり、車10台分を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年3月19日から令和2年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、5番から6番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

#### 19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

7番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、駐車場3台分で、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断しました。資金計画、排水同意等の必要な添付書類もそろっており、土砂の流出、被害防除等も

心配はないと思われます。工期は、許可日から令和2年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件については、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

#### 20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

8番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

貸資材置場及び通路建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、建築資材、砂利、育苗用床土などの資材置場及び通路の面積として適正な面積と思われます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われます。申請では、山林と思い込んで転用していたが、今般指摘を受け、無断転用していることに気付かされたもので、誤認や法の不知などについて反省している旨の始末書が添付されております。なお、関連で、5条の同時申請もなされております。

以上1件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、8番については、5条の50番とは転用面積が3,000㎡

を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、55件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

#### 10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、所有権を移転し個人住宅へ転用するための申請です。農地区区分は、10ha以上の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中であることを確認しております。

2番は、診療所を経営する法人が、所有権を移転し診療所へ転用するための転用申請です。農地区区分は、市街地化の傾向が著しい区域にある農地で、300m以内に高速道路出入口がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、診療所1棟を建築し、残地を駐車場などとして整備し利用される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和3年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、開発許可が必要となりますが、開発指導課と協議中であることを確認しております。

以上2件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、3番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番の転用者は、個人で所有権を設定し月極駐車場へ転用するための申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、街区の面積に占める宅地化率が40%を超える区域内にある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、普通車5台分の月極駐車場を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断いたしました。資金証明等必要書類は添付されており、周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないものと判断されます。工期は、令和2年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、4番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

4番と5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域で、上下水道管2管の通った沿道の区域で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積216.5㎡

に個人住宅、木造2階建て1棟及び公衆用道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、許可後、速やかに着工され、令和2年12月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

5番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請を許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積360㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可は必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後、速やかに着工され、令和2年11月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、4番から5番について、地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

4番 東哲治委員

4番委員、東です。

6番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番は、医療業を営む譲受人の所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地で第



2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積71㎡に、車両3台分の来客用駐車場で、妥当な面積だと思われま。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。工事計画は、令和2年4月10日から令和2年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手され、目的どおり転用されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしていると、協議の結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

9番 田上泰則委員

9番委員、田上です。

7番から43番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番と8番は関連で、不動産を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用の許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用地に建売住宅3棟及び敷地内道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前協議の申請中とのこと。工事計画は、令和2年3月20日から令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番から12番は関連で、不動産を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても

検討されております。土地利用計画は、立木含む総事業面積1,902.60㎡に建て売り住宅6棟及び公衆用道路を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前協議の回答書の提出がなされております。工事計画は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番は、所有権移転による農業用倉庫及び資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、営農規模拡大に伴い転用地に農業用倉庫及び農業用資材置場を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年4月10日から令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

14番は、土木建築業を営む法人が賃貸借権設定による駐車場への一時転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用地に新設する工場の増設工事に伴い、これまでその工場の職員用駐車場として利用していた隣接用地を建築用の資材並びに重機等置場として利用するため、駐車スペースが不足することによる職員及び建設作業員の車両53台分の駐車場として整備される計画で、妥当な面積と思われます。工事計画は、令和2年3月15日から令和2年3月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。なお、一時転用期間は、許可日より令和2年9月30日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の誓約書の提出がなされております。

15番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用地に建て売り住宅3棟を建設される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前協議の回答書の提出がなされております。工事計画は、令和2年5月1日から令和3年4月3

0日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用地に建て売り住宅1棟を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課への事前協議の回答書の提出がなされております。工事計画は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番から41番は関連で、賃貸借権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用の更新のための許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地区域内の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、申請地、事業面積1万3,802㎡に太陽光パネル301枚、パネルの高さ1.8から2m、遮光率91%、出力990kwで、支柱等の一時転用面積は、パネル支柱1,616本、フェンス支柱353本、メーター支柱の計45,86㎡です。太陽光発電設備の下部面積は8,463㎡となり、太陽光パネル下部においては、ミョウガを栽培されております。営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な単収等の数値、九州電力との工事負担金の請求書、また知見を有する者として株式会社なごみ菜園より意見書も添付されております。雨水は自然浸透させ、被害防除等については問題なく、周辺農地への営農条件に支障を及ぼすおそれはないものと思われま。事業計画は、営農型太陽光廃止時の解体撤去の確約書等もそろっております。今回の更新申請に当たって、肥培管理には、これまでしっかり努力を払っておられ、平成30年12月から令和元年8月末までに3万6,159 kilogramsの収穫、出荷ができており、これは、地域の平均単収の84%となっております。本地区委員会においても、作物の生育状況を現地調査の確認をしてきており、さらに経過観察が必要と思われま。すので、今後も作物の生育状況現地調査、指導を定期的に行っていく

必要があると確認しました。また、今回の申請においては、一部地権者との調整に時間を要し申請が遅れたことに対し始末書の提出がっております。なお、更新後の一時転用期間は、許可日から令和4年9月19日までとなっております。

42番と43番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用地に建て売り住宅5棟及び敷地内道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前協議の回答書の提出がなされております。工事計画は、令和2年4月1日から令和3年3月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

先ほど収穫量のところを誤って36,159キログラムの収穫と言いましたが、3,615.9kgです。

以上37件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、田上委員につきましては、7番から43番についていっ  
ぱいご報告ができました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　なお、17番から41番の関連案件については、営農型太陽光発電  
設備への転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を  
聴取することといたします。

　　続きまして、44番ですが、申請人が、議席番号14番の木下委員  
の同居の親族となっております。よって、農業委員会等に関する法律  
第31条第1項の規定により議事に参与することができません。木下  
委員は44番の審議が終了するまで議場から退出していただきます。  
木下委員、よろしく願いします。

（木下委員 退室）

議 長 それでは、地区委員会の協議状況の報告をお願いいたします。  
44番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

44番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

44番は、孫へ贈与による農家住宅を建設する転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、木造平屋建て農家住宅1棟、建築面積203.30㎡を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、44番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、木下委員の入室をお願いします。

(木下委員 入室)

議 長 それでは、45番、お願いします

。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

45番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

45番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地と判

断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事計画は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、45番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、46番。

#### 24番 宮本淳一委員

24番委員、宮本です。

46番から49番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

46番は、宅地建物取引業を営む法人で、所有権移転による建売住宅及び公衆用道路の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造平屋建て14棟を整備される計画で、妥当な面積と思われれます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査回答書の提示もなされております。工事計画は、令和2年4月1日から令和3年3月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

47番は、個人が所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内である第1

種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置をするものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査済みとのことです。工事計画は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

48番は、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。譲受人は、個人にて建築業を営んでおり、熊本市街からの受注が増加し、申請地は宇城市と熊本市街の間に位置しており、利便性がよいため選択したものです。土地利用計画は、のり面除いた申請地内1,851㎡に型枠パネル2,000枚、鋼管1,000本、パイプサポート500本の資材置場、従業員駐車場8台分、作業場を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年3月20日から令和2年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

49番は、所有権移転による個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て1棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課への自動審査済みとのことです。工事計画は、令和2年6月1日から令和3年6月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、46番から49番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
また、46番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、  
申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、50番。

20番 内田政憲委員

20番委員、内田です。

50番から55番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

50番は、貸資材置場建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もされております。土地利用計画は、建築資材、砂利、育苗用床土などの資材置場などで、転用面積は適当と思われれます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われれます。事業計画、残高証明などの添付書類もそろっております。工事は、令和2年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。申請では、山林と思い込んで転用していたが、今般指摘を受け、無断転用していることに気付かされたもので、誤認や法の不知などについて反省している旨の始末書が添付されております。同時に、4条を申請されております。

51番は、個人住宅建築のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、木造平屋建て1棟分、建築面積60㎡で、転用面積は適当と思われれます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われれます。事業計画、残高証明などの添付書類もそろっております。工事は、令和2年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。開発許可が必要です。集落内開発制度指定区域で、開発行為事前審査済みです。

52番は、個人住宅建築のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、木造平屋建て1棟分、建築面積196.39㎡で、転用面積は適当と思われれます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと



思われます。事業計画、残高証明書などの添付書類もそろっております。工事は、令和2年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。開発許可が必要です。集落内開発制度指定区域で、開発行為事前審査済みです。

53番は、貸駐車場建設のため、所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、貸駐車場4台分の駐車スペースで、転用面積は適当と思われれます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われれます。事業計画、残高証明書などの添付書類もそろっております。工事は、令和2年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

54番、55番は関連です。再生可能エネルギー発電システム設置などを営む法人が、太陽光発電設備設置のための、2人の土地所有者からの所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされております。土地利用計画は、発電出力93.96kw、発電パネル216枚で、転用面積は適当と思われれます。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われれます。事業計画、残高証明書、認定通知書、九電の負担金請求などの添付書類もそろっております。工事は、令和2年12月15日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上6件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、50番から55番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、土地改良法第3条による資格証明願、1件でございます。地元委員の地区委員会で協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いたします。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、海路口町地内での県営土地改良事業、農業用排水施設に伴う参加資格の証明願です。先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申出の同意名簿を確認し、全員参加資格者であることも地区委員会で証明しております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することを決定いたします。

続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（12号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細28ページの1番から31ページの13番までと、56ページの82番、83番の合計15件で、1番から3番と82番、83番が公社からの売渡し、4番から12番までが公社による買取り、13番が相対による売買です。面積は15件合わせまして、田3万8,047㎡、畑1万1,263㎡の、合計4万9,310㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細32ページの14番から41ページの41番までの合計28件です。契約期間別では、6年未満が19件、6年以上10年未満が1件で、10年以上が8件で、面積は28件合わせまして、田9万8,960㎡、畑2万7,385㎡の、合計12万6,345㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は露地野菜、果樹、水稻、施設野菜、大豆、麦、飼料作物です。

次に、再設定分です。明細41ページの42番から56ページの81番までの合計40件です。契約期間別では、6年未満が26件、6年以上10年未満が2件、10年以上が12件で、面積は40件合わ

せまして、田13万5,995㎡、畑2万9,568㎡の、合計16万5,563㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稻、麦、露地野菜、レンコン、果樹、飼料作物です。

続きまして、第6号議案です。

57ページの表を御覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借になります。明細58ページの1番から68ページの34番までの合計34件です。契約期間別では、6年未満が9件、10年以上が25件で、面積は34件合わせまして、田7万9,483㎡、畑4万3,737㎡の、合計12万3,220㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は畑作物、水稻を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、9件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況ご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出のあった農地については、地元委員が現地調査を行い、麦

が栽培されていることを確認し、願出人自らが引き続き農地として適正な管理、耕作を行っている判断されましたので、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きまして、2番。

#### 5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番から5番は全て、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。願出のあった農地については、地元委員が現地調査を行い、2番は麦、露地野菜、施設野菜、3番は麦、施設野菜、4番は麦、5番は麦、施設野菜、露地野菜がそれぞれ栽培されており、2番から5番の全てにおいて、願出人自ら引き続き農地として適正な管理、耕作を行っている判断されましたので、先日の地区委員会において、証明書の交付に何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番より5番までについて地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することにいたします。  
　　続きまして、6番。

#### 7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

6 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6 番は、租税特別措置法第 70 条の 4、第 1 項の贈与税及び地方税附則第 12 条第 2 項の不動産取得税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人はレンコンを作付されている農家で、対象農地 8 筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、6 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きまして、7 番。

9 番 田上泰則委員

9 番委員、田上です。

7 番から 8 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7 番は、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の相続税の納税猶予の継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻及び露地野菜を作付されている農家で、対象農地 2 筆について、引き続き農地として適切な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題ないものと協議しました。

8 番は、租税特別措置法第 70 条の 4、第 1 項の贈与税の納税猶予の継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻を作付されている農家で、対象農地 13 筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いします。

議 長 　　ただいま、7 番から 8 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
続きまして、9番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、租税特別措置法第70条の4、第1項、贈与税及び地方税附則第12条第2項、不動産取得税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻を作付されている農家で、対象農地5筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付には何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
続きまして、第8号議案、令和元年度非農地の決定についてでございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第8号議案、令和元年度（2019年度）非農地の決定についてご説明いたします。

令和元年度（2019年度）に実施しました農地パトロールにおいて、荒廃農地B分類判定となった農地のうち、1番から128番までの農地において、令和元年度（2019年度）非農地化の判断基準1の（2）、農地としない土地及び2、地域移行の確認を満たしていることを確認いたしました。これらの農地128筆、面積9万1,746㎡を非農地と決定するものといたします。

第8号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、地区委員会において詳細にわたる検討をされており、全ての筆が非農地化の判断基準を満たしていることとございます。この件については何かご質問とご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、非農地することに決定いたしました。  
　　続きまして、第9号議案及び第10号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第9号議案、第10号議案について、農業委員会及び農業委員会事務局に關します規程の改正案ですので、続けて説明をさせていただきます。

　　初めに、第9号議案の熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について説明をいたします。

　　この規程の改正理由としましては、令和2年1月の農水局の組織改編に伴う農業委員会事務局分室の管轄区域等の変更です。

　　次の資料を御覧ください。

　　新旧対照表の原本の熊本市農業委員会事務局西区分室を熊本市農業委員会事務局西南分室に、所管区域の西区の区域を、西区、南区の富合、城南を除く区域に、熊本市農業委員会事務局南区分室を熊本市農業委員会事務局富合城南分室に、1の熊本市南区富合町清藤405番地3を熊本市南區城南町宮地1050番地に、所管区域の南区の区域を南区の富合城南区域に改正するものです。

　　続きまして、第10号議案の熊本市農業委員会の運営に關する規程の一部を改正する規程についてです。

　　こちらの改正理由としましては、改定に伴うものです。

　　次の資料を御覧ください。

　　現行の第8条の証明書についてです。農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員に証明書を交付しておりますが、交付日の平成を令和に改めるものです。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしということで、改正案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 最後の議案別冊のほうを御覧ください。カラーページになります。  
報告事項の一覧を御覧ください。1番から9番までの合計263件となっております。件数のみ報告します。  
以上です。
- 議長 次に、次第6のその他ですが、何かございませんか。
- 一 同 ありません。
- 議長 以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。  
なお、本総会において議決されました案件については、その事項、  
字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。  
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。
- 事務局 以上で本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。  
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時32分



会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年3月9日

議 長 森 日出輝

署名委員 福原 幸一

署名委員 東 哲治

書 記 坂本 己喜